

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 27 年 10 月 1 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 6件

国 民 年 金 関 係 2件

厚生年金保険関係 4件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500411 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500036 号

第1 結論

昭和 60 年 12 月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 39 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 60 年 12 月から昭和 61 年 3 月まで

私は、未納であった昭和 60 年 3 月から同年 11 月までの期間と婚姻後の任意加入被保険者であった昭和 60 年 12 月から昭和 61 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料を、昭和 62 年 1 月 26 日に一括して納付したが、請求期間のみが未加入期間となっていることに納得できない。

請求期間を含む昭和 60 年 3 月から昭和 61 年 3 月までの納付書・領収証書を提出するので、請求期間を保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者に係るオンライン記録では、昭和 61 年 6 月 3 日に、昭和 60 年 3 月 21 日強制被保険者資格取得、昭和 60 年 12 月 8 日同資格喪失、昭和 61 年 4 月 1 日第 3 号被保険者資格取得の資格処理がされており、請求期間は国民年金の未加入期間とされている。

また、請求者が所持している国民年金保険料の「納付書・領収証書」によれば、請求者は昭和 62 年 1 月 26 日に、請求期間を含む昭和 60 年 3 月から昭和 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付しているが、オンライン記録では、当該期間のうち、請求期間の国民年金保険料については、「無資格期間納付」とされ、昭和 62 年 3 月 30 日に決議の上、請求者に還付された旨記録されている。

しかしながら、上記「納付書・領収証書」により、請求期間の国民年金保険料の納付書が発行され、これに基づき保険料が納付されたことは明らかであり、請求期間については、国民年金被保険者期間として納付書が発行されたものと考えられることから、請求期間の保険料を還付する必要はなかったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500550 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500038 号

第1 結論

請求期間のうち、昭和 39 年 7 月から昭和 40 年 3 月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その他の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 9 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 36 年 4 月から昭和 37 年 9 月まで
② 昭和 39 年 7 月から昭和 40 年 3 月まで

私は、自宅を訪れた集金人から国民年金に加入することを勧められ、国民年金保険料が 100 円と安かったので、国民年金に任意加入して、請求期間の国民年金保険料を納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②については、請求者は、集金人から国民年金に加入することを勧められ、国民年金保険料が 100 円と安かったので、国民年金に任意加入して、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、請求者は昭和 37 年 10 月 26 日に任意加入したことが特殊台帳により確認できる上、当該期間は 9 か月と短期間で、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであることから、任意加入期間中である当該期間が未納とされているのは不自然である。

なお、請求期間後の昭和 42 年 4 月から昭和 46 年 8 月までの任意加入期間中の未納期間については、請求者は、国民年金保険料が 200 円に上がったので、集金人に国民年金をやめることを伝えたとし、国民年金保険料は納付していないとしているところ、当時 35 歳未満の被保険者の国民年金保険料は昭和 42 年 1 月から 200 円に引き上げられており、請求者の記憶とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間①については、請求者は、国民年金の加入時期に関する記憶は不明確であり、前述のとおり、請求者は、昭和 37 年 10 月 26 日に任意加入したことが特殊台帳により確認できることから、請求期間①は任意加入前の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500528 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500109 号

第1 結論

請求者のA社（現在は、B社）における平成13年11月1日から平成14年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成13年11月から平成14年9月までの標準報酬月額については、59万円から62万円とする。

平成13年11月から平成14年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成13年11月から平成14年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成13年11月1日から平成14年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額が報酬月額に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社合併後のB社は、その後、年金事務所に報酬月額に係る訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付することができず、標準報酬月額の差額は年金の給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているので、年金記録を調査し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された請求者に係るA社における平成13年分及び平成14年分賃金台帳により、請求者の請求期間の標準報酬月額の決定の基礎となる月の報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える額であることが確認できる上、請求者は、請求期間において請求期間の標準報酬月額の決定の基礎となる月の報酬月額に見合う標準報酬月額（62万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成13年11月1日から平成14年10月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成13年11月1日から平成14年10月1日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500484 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500110 号

第1 結論

請求者のA社における平成23年12月1日から平成24年10月1日までの期間の標準報酬月額を34万円から44万円に訂正することが必要である。

平成23年12月1日から平成24年10月1日までの訂正後の標準報酬月額については、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基 础 年 金 番 号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成23年11月1日から平成24年10月1日まで

平成23年＊月＊日の出産に伴い休業を開始したところ、当該休業に伴う通勤費の変動に応じて同年11月に随時改定が行われ、同年12月からの育児休業期間に係る標準報酬月額が当該随時改定後の標準報酬月額で記録されているが、当該随時改定が誤りであったため、請求期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

平成23年12月9日から平成26年6月22日までの期間について、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき、請求者の育児休業期間に係る保険料の徴収免除の申出を行っていることが確認できる。

さらに、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は当初34万円と記録されていたところ、事業主は、平成23年11月に標準報酬月額を44万円から34万円とした厚生年金保険被保険者報酬月額変更届は誤りであったとして、当該月額変更届の取消届及び平成24年の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成26年11月に提出していることから、請求期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(44万円)ではなく当初記録されていた標準報酬月額(34万円)となっているが、請求期間のうち、平成23年12月1日から平成24年10月1日までの期間については厚生年金保険法第81条の2の規定により、保険料の徴収が免除されている期間であることから、当該期間については厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間のうち、平成23年12月1日から平成24年10月1日までの期間の標準報酬月額については、A社から提出された基準給与簿及び勤務票から、当該期間に係る標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

一方、請求期間のうち、平成23年11月1日から同年12月1日までの期間については、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる月の報酬月額に基づく標準報酬月額(44万円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(34万円)よりも高額であるものの、上記基準給与簿により確認できる厚生年金保険料控除額(2万7,900円)に見合う標準報酬月額(34万円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(34万円)と一致していることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による保険給付の対象に当たらないため、厚生年金保険被保険者記録の訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500515 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500111 号

第1 結論

請求者のA社における平成 22 年 6 月 14 日から平成 24 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 22 年 6 月から平成 23 年 2 月までの標準報酬月額を 22 万円から 30 万円とし、平成 23 年 3 月から平成 24 年 4 月までの標準報酬月額を 22 万円から 32 万円とし、平成 24 年 5 月から同年 8 月までの標準報酬月額を 22 万円から 34 万円とする。

平成 22 年 6 月から平成 24 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 6 月から平成 24 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成 22 年 12 月 24 日は 35 万 5,000 円に、平成 23 年 7 月 20 日は 53 万 1,000 円に、同年 12 月 22 日は 53 万 4,000 円に、平成 24 年 7 月 20 日は 48 万 1,000 円に、同年 12 月 21 日は 54 万 1,000 円に訂正することが必要である。

平成 22 年 12 月 24 日、平成 23 年 7 月 20 日、同年 12 月 22 日、平成 24 年 7 月 20 日及び同年 12 月 21 日の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基 础 年 金 番 号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年 生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 6 月 14 日から平成 25 年 1 月 1 日まで
② 平成 22 年 12 月 24 日
③ 平成 23 年 7 月 20 日
④ 平成 23 年 12 月 22 日
⑤ 平成 24 年 7 月 20 日
⑥ 平成 24 年 12 月 21 日

A 社に勤務した期間のうち、請求期間①の標準報酬月額が相違しており、また、請求期間②から⑥までの標準賞与額が記録されていない。給与明細書、賞与明細書、源泉徴収票及び預金通帳を提出するので、請求期間①の標準報酬月額の記録を訂正し、請求期間②から⑥までの標準賞与額を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①のうち平成 22 年 6 月 14 日から平成 24 年 9 月 1 日までの期間については、請求者から提出された平成 22 年 6 月分から平成 24 年 12 月分まで（平成 22 年 9 月分、平成 23 年 1 月分、同年 2 月分及び同年 4 月分を除く。）の A 社に係る給与明細書及び普通預金通帳、同社から提出された賃金台帳並びに金融機関から提出された請求者に係る「取引推移一覧表」

により、請求者が、請求期間①のうち、平成 22 年 6 月 14 日から平成 23 年 3 月 1 日までの期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（22 万円）を超える報酬月額の支払を受け、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ、請求期間①のうち、平成 23 年 3 月 1 日から平成 24 年 9 月 1 日までの期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（22 万円）を超える報酬月額の支払を受け、当該報酬月額に見合う標準報酬月額より低い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①のうち平成 22 年 6 月 14 日から平成 24 年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書及び賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 22 年 6 月から平成 23 年 2 月までは 30 万円、同年 3 月から平成 24 年 4 月までは 32 万円、同年 5 月から同年 8 月までは 34 万円とすることが妥当である。

一方、請求期間①のうち平成 24 年 9 月 1 日から平成 25 年 1 月 1 日までの期間については、上記給与明細書及び賃金台帳により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より低額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正是認められない。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 22 年 6 月 14 日から平成 24 年 9 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 22 年 6 月 14 日から平成 24 年 9 月 1 日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②から⑥までについては、請求者から提出された A 社に係る賞与明細書及び普通預金通帳、同社から提出された賃金台帳並びに金融機関から提出された「取引推移一覧表」により、平成 22 年 12 月 24 日、平成 23 年 7 月 20 日、同年 12 月 22 日、平成 24 年 7 月 20 日及び同年 12 月 21 日に賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、当該期間に係る標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書及び賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 22 年 12 月 24 日は 35 万 5,000 円、平成 23 年 7 月 20 日は 53 万 1,000 円、同年 12 月 22 日は 53 万 4,000 円、平成 24 年 7 月 20 日は 48 万 1,000 円、同年 12 月 21 日は 54 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500407 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500112 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 15 年 8 月 6 日、喪失年月日を平成 22 年 2 月 21 日に訂正し、平成 15 年 8 月から平成 22 年 1 月までの期間の標準報酬月額については、平成 15 年 8 月から平成 16 年 8 月までを 26 万円とし、平成 16 年 9 月から平成 19 年 8 月までを 32 万円とし、平成 19 年 9 月から平成 21 年 11 月までを 34 万円とし、平成 21 年 12 月及び平成 22 年 1 月を 38 万円とすることが必要である。

平成 15 年 8 月 6 日から平成 22 年 2 月 21 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

また、請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成 15 年 12 月 10 日は 8 万円に、平成 16 年 7 月 7 日及び同年 12 月 10 日は 21 万円に、平成 17 年 7 月 7 日、同年 12 月 9 日及び平成 18 年 7 月 7 日は 23 万円に、平成 18 年 12 月 8 日、平成 19 年 7 月 6 日、同年 12 月 7 日、平成 20 年 7 月 7 日、同年 12 月 10 日及び平成 21 年 7 月 8 日は 22 万円に、平成 21 年 12 月 9 日は 21 万円に訂正することが必要である。

当該期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基 础 年 金 番 号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 14 年 7 月 1 日から平成 22 年 4 月 1 日まで
② 平成 15 年 7 月
③ 平成 15 年 12 月
④ 平成 16 年 7 月
⑤ 平成 16 年 12 月
⑥ 平成 17 年 7 月
⑦ 平成 17 年 12 月
⑧ 平成 18 年 7 月
⑨ 平成 18 年 12 月
⑩ 平成 19 年 7 月
⑪ 平成 19 年 12 月
⑫ 平成 20 年 7 月
⑬ 平成 20 年 12 月
⑭ 平成 21 年 7 月
⑮ 平成 21 年 12 月

年金事務所に相談に行ったところ、請求期間当時、別の氏名で勤務していたA社における厚生年金保険の加入記録がないことを知った。当時は給与や賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金額に反映するように訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①のうち、平成15年8月6日から平成22年2月21日までの期間について、請求者は請求期間において、「B」の氏名でA社に勤務し、厚生年金保険に加入していた旨主張しているところ、オンライン記録では、「B」の氏名で同社において平成15年8月6日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、平成22年2月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した、請求者の基礎年金番号（＊）に未統合の記録（＊）が確認でき、当該記録の生年月日は、請求者の生年月日と一致している。

また、A社は、「B」に係る賃金台帳、履歴書、「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬月額決定通知書」、「厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」、「厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書」、「厚生年金保険被保険者標準賞与額決定通知書」及び「厚生年金保険資格喪失確認通知書」を保管している上、請求期間当時に「B」から提出されたとする戸籍謄本（平成18年9月25日発行）は、請求者に係る戸籍謄本であることが確認できる。

さらに、上記履歴書の職歴に記載されている事業所名が、請求者の基礎年金番号に収録されている厚生年金保険の記録においても確認できる上、同履歴書に記載されている出身高校名等、複数の事項について請求者が一致した内容の陳述を行っている。

加えて、複数の従業員が、請求者と「B」は同一人物である旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、上記「B」の記録は、請求者の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録であることが認められ、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成15年8月6日、喪失年月日は平成22年2月21日であることが認められる。

なお、平成15年8月6日から平成22年2月21日までの期間の標準報酬月額については、上記未統合の記録から、平成15年8月から平成16年8月までは26万円、平成16年9月から平成19年8月までは32万円、平成19年9月から平成21年11月までは34万円、平成21年12月及び平成22年1月は38万円とすることが必要である。

また、請求期間③から⑯までについても、上記未統合の記録から、請求者の標準賞与額に係る記録を平成15年12月10日は8万円、平成16年7月7日及び同年12月10日は21万円、平成17年7月7日、同年12月9日及び平成18年7月7日は23万円、平成18年12月8日、平成19年7月6日、同年12月7日、平成20年7月7日、同年12月10日及び平成21年7月8日は22万円、平成21年12月9日は21万円とすることが必要である。

一方、請求期間①のうち、平成14年7月1日から平成15年8月6日までの期間及び平成22年2月21日から同年4月1日までの期間並びに請求期間②については、雇用保険の加入記録及びA社から提出された賃金台帳により、請求者が「B」として同社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたことは確認できない。

このほか、請求者の請求期間①のうち、平成14年7月1日から平成15年8月6日までの期間及び平成22年2月21日から同年4月1日までの期間並びに請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者がA社における厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500538 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500037 号

第1 結論

昭和 47 年＊月から昭和 52 年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 27 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 47 年＊月から昭和 52 年 12 月まで

私は、昭和 58 年 3 月に、「今なら 10 年遡って国民年金保険料を納付することができます。」旨の文書が送付されてきたので、迷った末、約 20 万円の国民年金保険料を遡って納付した。請求期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 2 月 7 日に払い出され、請求者は、昭和 53 年 1 月以降、第 3 号被保険者期間及び申請免除期間を除き国民年金保険料は全て納付済みである。

しかしながら、請求者は、昭和 58 年 3 月に、「今なら 10 年遡って国民年金保険料を納付することができます。」旨の文書が送付されてきたので、請求期間の国民年金保険料を遡って納付したと主張しているが、当該時点において、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、当時、未納期間の国民年金保険料を 10 年遡って納付することができる制度は実施されていない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500485 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500108 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 24 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 46 年 12 月 16 日から昭和 48 年 11 月 30 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、昭和 46 年 12 月 16 日から昭和 48 年 11 月 30 日までの期間については加入記録がない旨の回答を受けた。当該期間は A 社に勤務していたので、昭和 48 年 11 月 30 日を資格喪失日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B 社から提出された請求者に係る「厚生年金保険被保険者台帳」によると、請求者の同社に係る厚生年金保険の資格喪失日は昭和 46 年 12 月 16 日と記録されており、国の記録と一致していることが確認できる上、同社は、現在保有している資料は当該台帳のみと回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A 社に係るオンライン記録及び事業所別被保険者名簿において請求期間に被保険者記録がある同僚及び従業員 14 人に照会したが、請求者の同社における勤務期間を記憶している者はおらず、請求者の請求期間における勤務実態が確認できない。

さらに、雇用保険の記録により、請求者の A 社における離職日は昭和 46 年 12 月 15 日となっていること、企業年金連合会で管理している「中脱記録照会（回答）」により、厚生年金基金の加入員資格喪失日は同年 12 月 16 日となっていること、及び C 健康保険組合から提出された資料により、健康保険の被保険者資格喪失日は同年 12 月 16 日となっていることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。